

札幌市立もみじの森小学校 いじめ防止基本方針

いじめは、児童の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではありません。
もみじの森小学校では、「札幌市立もみじの森小学校 いじめ防止基本方針」を策定し、学校、家庭及び地域の関係者相互の連携協力の下、いじめの問題を克服することを目指します。

本校のいじめ防止基本方針

児童一人一人の人間としての尊厳を守り、人権意識を育てることを第一に教育活動を推進し、『いじめをしない、させない、見逃さない』学校を目指します。

いじめられている児童の立場に立ち、当該児童が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と判断し、いじめ事案には、学校が一丸となって直ちに対応します。

1. いじめを未然に防ぐ取組

一人一人の児童が他者の人権を尊重し、のびのびと自己表現ができる気風を育てていきます。日常の学習の中での実践を通して、児童間の相互理解を深めるとともに、人権意識を育てていきます。

A. 社会生活に必要なスキルを獲得させる取組

- ① 学級のルールづくりと定着化
児童と児童、児童と教師間に「互いに聴き合う関係」をつくりあげることが基本に学級のルールづくりを行い、実践し、定着を図る。
- ② 協働学習を進める
ペアでコミュニケーションを取りながら進める学習や、少人数のグループで学び合う学習を日常的に実践する。
- ③ 「いじめ」について考えを深める *道徳・特別活動等*の学習を設定し、実践する。
- ④ 生きることの尊厳について学ぶ「からだ・こころ・いのちの学習」を実践する。
- ⑤ 情報モラルを身に付けさせるための授業を行い、指導の充実を図る。

B. 児童がいじめについての意識を高め、いじめ防止に向けて実践化を図る取組

- ① 児童会が主体となり、いじめがない学級・学校づくりに向けての取組を企画し、実践する。
～「いじめ予防キャンペーン」、スローガンや標語づくり等～

- ② 学級会等で児童が学級の問題に目を向け、解決に向けて自発的に取り組む姿を目指して支援をする。

C. 保護者のいじめに対する意識を高める取組

- ① 「いじめ防止基本方針」を新年度当初に保護者に対し周知する。
- ② P T Aと連携しながら、いじめに関わる講演会や保護者へスマートフォン・インターネット等の適切な使い方等について研修及び学習する場を設定する。

2. いじめを早期発見するための取組

- ① 6、11、2月の3回、「悩みやいじめアンケート」を実施し、アンケートの結果に応じて、児童、保護者の面談等を行う。
- ② 学級で起こった問題や気になる児童の情報は、いじめ防止対策委員会で話題とし、常に共有する。
- ③ いじめの情報や兆候、身体や生命に関わること、保護者からの訴え等については、教頭・担任外・特別支援コーディネーター等に報告し、教頭が集約する。重要な情報は全職員で共有し、指導に生かす。
- ④ シャボテンログを用いて、体と心の状態を把握することで、子ども変化に早期に対応できるようにする。

3. いじめ事案に対する取組

「いじめ防止対策委員会」を月に1回開催する。

[いじめ防止対策委員会の構成員]

責任者：校長

教頭 教務主任 保健主事 特別支援コーディネーター 学年主任

養護教諭 当該児童の所属する学級担任 スクールカウンセラー

※ 必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者、

教育学者などの外部専門家、主任児童委員、児童相談所など関係機関の担当者等にも参加要請をする。

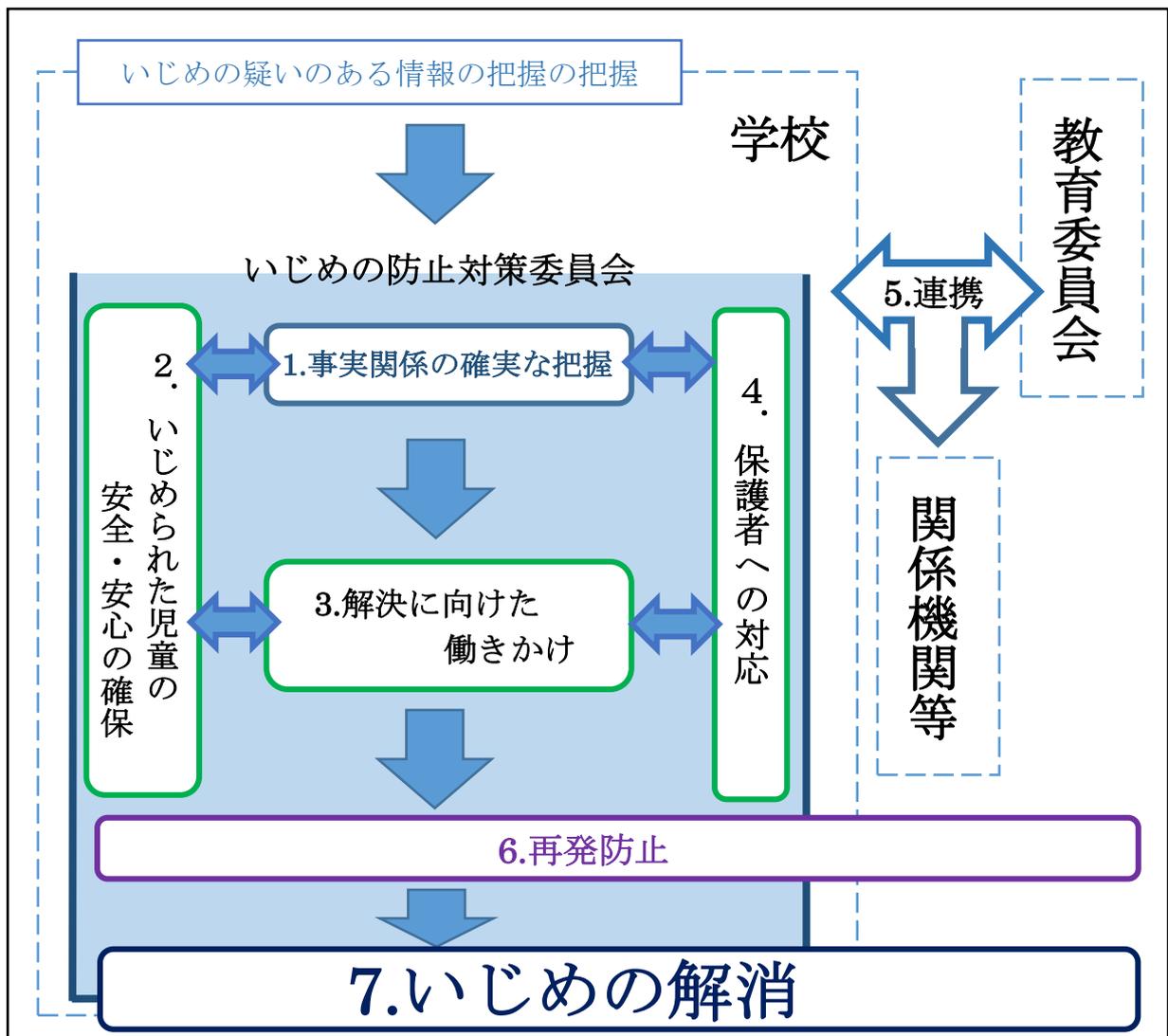
児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

参考・・・いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめ事案発生時の対応

重大事態が起きた際には、速やかに教育委員会に報告し、助言・指示を受け対応する。いじめの疑いを把握した場合は、速やかに対応する必要があることから、構成員全員が揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。また、校長不在の時は、教頭を中心として対応し、都度、対応に関しては責任者である校長に報告し決裁を得ることとする。



4. いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- ① 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することとする。
- ② いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ③ いじめ解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、**学校いじめ対策組織において行う。面談は、基本複数名での対応とする。**
- ④ 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめ、経年的に把握できるようにする。

5. いじめ防止対策委員会について

開催について・・・

- ・本会議は毎月1回定例開催することとする。
⇒いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、必ず開催することとする。
⇒アンケート結果や面談等の内容について検討する。
- ・いじめの疑いがある場合は、臨時に開催し、状況及び対応を確認する。
- ・会議の開催日を「教育課程編成」に位置付ける。

6. 児童や保護者がいつでも相談できる教育相談体制づくり

- ① 児童が安心して相談できるよう、教職員は日常的に児童に対し、個別の声かけを行う。
- ② 保護者が相談をできるよう担任のほか、学校として常時教育相談を受け付ける体制を作り、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター等が担当する。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員等、関係機関と連携しながら相談を進める。

7. 中学校への確実な引継ぎ

- ① 11月の「悩みやいじめアンケート」は、中学校へ引き継ぎ、子どもたちが安心して中学校生活を送ることができるようにする。

8. 基本方針の定期的な点検・評価

- ① いじめ防止基本方針の点検・評価は、学校中間評価及び年度末学校評価の年間2回
行い、より実効性のあるものにしていく。また、その際に以下の項目を必ず位置
づけることとする。

(学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証)

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - ・ 早期発見、事案対処マニュアルの実行
 - ・ 定期的なアンケートの実施、及び、必要に応じたアンケートの実施
 - ・ アンケート、事案に基づいた個人面談・保護者面談の実施
 - ・ 校内研修の実施
- ② 年度末学校評価では、保護者・地域からの評価や意見を集約し、広い視野から基
本方針の見直しを行う。

9. 保護者、地域関係者の参画

スクールガードの活動や、PTAや地域自治体に児童の遊び場所の見守り活動等を呼
びかけ、「地域の児童を地域で育てる」気風をつくることを目指す。

令和7年4月1日 一部改定